

松江市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に向けた調査業務委託 プロポーザル実施要領

1. 目的

松江市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定のため、高齢者の生活実態を把握したうえで、高齢者のニーズや住民・地域の課題、社会資源の課題を把握分析する必要がある。

本業務は、松江市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定に向け、高齢者福祉・介護保険制度を取り巻く状況や国の制度改正等との整合性を図るとともに、高齢者福祉及び介護保険制度に関するニーズや実態等を的確に捉えた調査を実施するため、豊富な知識、技術、経験等を有する事業者委託するもの。

2. 業務委託の概要

(1) 事業名称

松江市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に向けた調査業務委託

(2) 業務内容

別紙「松江市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に向けた調査業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 事業費限度額

7,370,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

3. 委託者選定方法

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

1. 令和7・8・9年度松江市競争入札参加資格(物品、業種:企画・製作、種別:アンケート・計画策定)を有していること。
2. 松江市による指名停止を受けていないこと。
3. 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がされていない者、または会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てを行った者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
4. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当し

ないこと。

5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
6. 所得税又は法人税、法人市民税、固定資産税、法人事業税、消費税及び地方消費税のほか、義務付けられている租税公課を滞納していないこと。
7. 令和3年度以降、人口15万人以上の地方自治体において、介護保険法に基づく介護保険事業計画策定業務を受託し、1業務でも業務を完了した実績を有する事業者または、介護保険法に基づく介護保険事業計画に係る調査を受託し、1業務でも業務を完了した実績を有する事業者であること。

なお、複数の異なる企業等が共同で請け負った業務は認めない。

5. 選定スケジュール

項目	期間
実施要項等の提示	令和 7 年 6 月 3 日 (火)
質問書の提出	令和 7 年 6 月 11 日 (水) 12 時まで (必着)
質問書に対する回答	令和 7 年 6 月 16 日 (月) (予定)
参加表明書兼誓約書の提出	令和 7 年 6 月 23 日 (月) 12 時まで (必着)
企画提案書等の提出	令和 7 年 7 月 9 日 (水) 12 時まで (必着)
審査会開催 (プレゼンテーションの実施)	令和 7 年 7 月 22 日 (火)
選定結果通知	令和 7 年 7 月下旬 (予定)
契約予定日	令和 7 年 7 月下旬 (予定)

6. 質問の受付及び回答

実施要領等について質問がある場合は、電子メールで次のとおり受付します。電子メール送信後、担当者まで電話にて送信確認を行うこと。

(1) 質問の受付

- ①提出書類 質問書(様式1)【提出部数:1部】
- ②提出期限 令和7年6月11日(水)12時まで(必着)
- ③提出方法 電子メール
- ④提出場所 末尾記載の問い合わせ先と同じ

(2) 質問に対する回答

- ①回答日 令和7年6月16日(月)予定

②回答方法 プロポーザル参加者全員に、電子メールアドレス宛に回答する。

7. 参加申し込み

(1)提出書類

・参加表明書兼誓約書(様式 2)【提出部数:1部】

(2)提出期限 令和7年6月23日(月)12時まで(必着)

(3)提出方法 持参又は郵送(簡易書留郵便に限る。)

(4)提出場所 末尾記載の問い合わせ先と同じ

8. 企画提案書ほか必要書類の提出

(1)提出書類

次に掲げる書式により提案してください。

なお、提出書類は、A4 判(縦横問わず)または、A3 判(A4 サイズに折り畳む)で作成すること。

No.	提出書類	様式	部数
1	募集申込書	様式3	1 部
2	企画提案書(業務工程表含む)	任意	10部
3	受託業務実績報告書	様式4	1 部
4	業務実施体制報告書	様式5	1 部
5	見積書	任意	1 部

(2)提出期限 令和7年7月9日(水)12時まで(必着)

(3)提出方法 持参又は郵送(簡易書留郵便に限る。)

(4)提出場所 末尾記載の問い合わせ先と同じ。

9. 審査委員会

審査に当たり、市役所内に「松江市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定に向けた調査業務委託プロポーザル審査委員会」を設置し、委託事業者を選定する。

10. 審査方法(プレゼンテーション、質疑応答)

(1)実施日

令和7年7月22日(火)

※実施場所及び実施時間については、別途通知する。

(2)出席者

3 名以内

(業務を受託した際に実際に管理責任者等となる者が、必ず出席すること。)

(3)その他

プレゼンテーションは、提出書類に基づき、実施すること。

プレゼンテーションの方法は提案者の任意とし、会場設営(スクリーン、マイク、プロジェクター設置)については、松江市が行う。※詳細は別途通知する。

11. 事業者の選定・審査・契約

- (1)審査は、松江市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に向けた調査業務委託プロポーザル審査委員会、(以下(委員会)という。)が「評価基準表」に基づき、評価を行う。
- (2)審査は委託候補者の優先順位を決定するものであり、本業務は審査の結果、評価点の最高得点者を第一優先交渉権者として選定する。次点は第二優先交渉権者とし、以降も同様とする。
- (3)委託候補者と協議し、仕様書等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。契約内容については、仕様書及び委託候補者の提案の内容を踏襲するものとするが、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において本会議と委託候補者との協議・調整のうえ、内容を決定する。なお、順位の最も高かった委託候補者と協議し、合意しなかった場合は、次順位の委託候補者との協議を行う。また、以降も同様とする。
- (4)評価点が同点の場合は、委員会の各委員の合議により決定するものとする。
- (5)委員会の評価点の合計が全体の 6 割未満である場合は、優先交渉権者としては選定しないものとする。
- (6)審査結果は、令和7年7月下旬に審査参加事業者に対し、電子メールアドレス宛に通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

採点基準表

審査項目			審査基準	配点
1	企画点	業務内容及び実施手法	調査内容について、国の動向を踏まえ、本市の課題や特性、ニーズを把握したうえで、調査対象者の負担感を減らすための効率的で実現性のある提案をしているか。	15
			調査結果を多面的・効果的に集計・整理し、当市の現状を踏まえた分析や事業計画に繋がる提案をしているか。	15
			報告書及び概要版について、レイアウトなどに工夫があり、見やすく、理解しやすい内容の提案をして	15

			いるか。	
			アンケートの回収率をあげる方法など、独自の提案があり、当市の定める仕様書にない有効な提案をしているか。	15
2		作業計画の妥当性	業務スケジュール及び作業工程が具体的かつ実行可能な提案となっており、作業計画が詳細に示されているか。	10
3		実施体制	本業務の実施にあたって、責任者や担当者は本業務を適正かつ円滑に実施するための技術力(資格・実績等)を有しており、市との連絡調整を含め、迅速な対応が可能となる体制を構築しているか。	10
4	実績点	受託実績	介護保険法に基づく介護保険事業計画策定業務、または介護保険事業計画に係る調査の実績が豊富で、業務の着実な実施が期待できるか。	10
5	価格点	見積価格	見積金額に対する評価	10

12. 企画提案書等の取扱い

- (1)提出された企画提案書等は、返却しない。
- (2)提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (3)提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。

13. その他

- (1)本プロポーザルの参加に要した費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2)企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。
- (3)審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。
- (4)参加表明書兼誓約書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式6)を提出すること。
- (5)提出期限以降の参加承諾・辞退届及び企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (6)提出された書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (7)電子メール等の通信事故については、松江市はいかなる責任も負わない。
- (8)提出された書類に対し、必要に応じてヒアリングを実施することがある。
- (9)本事項に定めのない事項については別途協議のうえ、決定する。

14. 問い合わせ先

所在地 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地

担当部署 健康福祉部介護保険課総務係(本庁舎西棟3階)

担当者 舟木

T E L 0852-55-5935(直通)

F A X 0852-55-6186

電子メールアドレス kaigohoken@city.matsue.lg.jp